

第168回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成29年9月22日（金）13：31～15：43

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 長崎大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則の一部改正について

理事（研究担当）及び吉浦原爆後障害医療研究所教授から、資料1に基づき、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の一部改正並びに本学のヒトゲノム・遺伝子解析研究のより適正な実施を図るための教育及び研修に関する規定を整備するため、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、長崎大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則の一部改正が了承された。

(2) 長崎大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規程の一部改正について

理事（研究担当）及び吉浦原爆後障害医療研究所教授から、資料2に基づき、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の一部改正に伴い、長崎大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会の組織を見直すため、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、長崎大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規程の一部改正が了承された。

(3) 長崎大学生物災害等防止安全管理規則の一部改正について

理事（研究担当）から、資料3-1及び資料3-2に基づき、病原体等のより厳正かつ適正な取扱い及び管理に資する観点から本学の生物災害防止体制を見直すため、長崎大学生物災害等防止安全監視委員会の任務を見直し、安全な管理運営に関する実質的な機関への変更及び名称を変更すること、病原体等の取扱いの実施状況等を査察・監視する長崎大学生物災害等防止安全監視委員会を設置すること、病原体等取扱主任者を補佐する病原体等取扱副主任者を設置すること及び教育訓練の受講義務を規定すること等、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、長崎大学生物災害等防止安全管理規則の一部改正が了承された。

(4) 長崎大学生物災害等防止安全運営委員会規程等の制定について

理事（研究担当）から、資料4-1及び資料4-2に基づき、長崎大学生物災害等防止安全運営委員会等の任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるため、長崎大学生物災害等防止安全運営委員会規程及び長崎大学生物災害等防止安全監視委員会規程を制定することについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 長崎大学研究用微生物安全管理要領の一部改正について

理事（研究担当）から、資料5に基づき、本要領における対象となる微生物を明確にすること、長崎大学生物災害等防止安全管理規則の一部改正に伴い長崎大学生物災害等防止安全委員会を長崎大学生物災害等防止運営委員会に改めること等、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、長崎大学研究用微生物安全管理要領の一部改正が了承された。

(6) 特別研究員（PD）終了後の雇用制度について

理事（研究担当）から、資料6に基づき、特別研究員（PD）終了後の雇用に関して、支援期間を5年とすること、採用人数を年度ごとに1名までとすること、平成32年度より開始すること等基本方針を定めることについて説明があり、併せて公募要領、選定要領、推薦調書等の提案があり、審議の結果、了承された。

(7) 平成30年度以降の医学部入学定員について

医学部長から、資料7に基づき、平成21年度の緊急医師確保対策により認可された医学部医学科の入学定員の増員（5名）は平成29年度で終了するが、地域の医師確保の観点から、平成30年度より、地域医療特別枠の入学定員5名増加の申請を行うことについて説明があり、審議の結果、了承された。

(8) 長崎大学先端創薬イノベーションセンター規則の一部改正について

理事（研究担当）から、資料8に基づき、先端創薬イノベーションセンターが、文部科学省で採択された創薬PF（プラットフォーム）事業の活動を引き継ぐにあたり、より円滑な運営に資する観点から、同センターの組織改編を行うため、所要の改正について説明があり、審議の結果、了承された。

(9) 学生の懲戒処分について

（学生の個人情報を含む審議事項であるため非公開）

(10) 長崎大学学部横断型特別教育プログラム「長崎グローバル＋コース」規程の一部改正について

理事（国際・附置担当）から、資料10に基づき、長崎グローバル＋コースが本年10月から第3期目を迎えることに伴い、これまでの当コース運営上の課題を解消するため、協議委員会の組織の見直し、授業科目の構成及び修了要件の単位数変更等、所要の改正について説明があり、審議の結果、了承された。

(11) 国立大学法人長崎大学と公益財団法人東洋文庫との包括連携に関する協定の締結について

多文化社会学部長から、資料11に基づき、国立大学法人長崎大学と公益財団法人東洋文庫との包括連携に関する協定の締結について説明があり、審議の結果、了承された。

(12) 国立大学法人長崎大学と大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館との包括連携に関する協定の締結について

多文化社会学部長から、資料12に基づき、国立大学法人長崎大学と大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館との包括連携に関する協定の締結について説明があり、審議の結果、了承された。

なお、協定の有効期間についての質問があり、具体的な有効期間は設けない旨の回答があった。

(13) 執行部の交代に伴う学内規則等の改正について

理事（財務担当）から、資料13-1から資料13-6に基づき、学長、理事、副学長等の交代に伴い、関係する規則、規程、要項等を一部改正することについて説明があり、審議の結果、了承された。

4 報告事項

(1) 新執行部体制について

学長から、資料14に基づき、河野次期学長を始めとする新執行部体制について報告があった。

(2) 学内共同教育研究施設長等について

学長から、資料15に基づき、10月からの学内共同教育研究施設長等について報告があった。

(3) 平成28年度第3期中期計画における全学的達成指標等に対する部局等の達成状況評価について

理事（研究担当）から、資料16に基づき、第3期中期目標・計画において、各部局等の中期計画の達成指標に基づいた評価を行い、とりまとめた達成状況等について報告があり、達成に向けての協力依頼があった。

(4) 「長崎大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規則」の制定について

理事（財務担当）から、資料17に基づき、長崎大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規則の制定について、前回の本会議において、警備上の観点から設置場所を表示することが好ましくない場合もあるとの意見があり、当該意見を踏まえて再検討を行った結果、第11条において、「設置場所を明記して」との文言を削除した旨の報告があった。

(5) 長崎大学地方創生活動支援金要項の制定について

副学長（学生担当）から、資料18に基づき、前回の本会議において、誓約書の文言を再検討することを条件に了承されていた長崎大学地方創生活動支援金要項の誓約書の文言について、再検討の結果、「長崎県内の企業等に就職する」を「卒業後は、長崎県内の企業等に就職する等、地方創生に貢献する」へ変更した旨の報告があった。

(6) 高度安全実験（BSL-4）施設に関する基本構想について

副学長（BSL-4施設設置計画担当）から、資料19-1から資料19-4に基づき、「長崎大学の感染症研究拠点の中核となる高度安全実験（BSL-4）施設の基本構想」について報告があった。

(7) 「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づく各部局行動計画及び数値目標の集計結果について

学長から、資料20に基づき、6月23日開催の本会議において了承された「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、各部局で設定された行動計画及び数値目標について報告があった。

以上